白鷹町森林とつながる暮らしビジョン



作: 菅原 杏珠さん (5歳)

令和4年3月

白 鷹 町

目 次

| Ι | はじめに | |
|-------------|--|-----|
| 1 2 3 | | 4 |
| П | 森林・林業・木材産業の状況について | |
| 1 2 | 白鷹町の森林・林業・木材産業の概要 森林経営管理制度の概要 | 6 |
| 3 | 森林環境税と森林環境譲与税の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 4 5 6 | | 9 |
| O | (1)持続可能な開発目標(SDGs) | |
| | (2) 地球温暖化対策 | |
| Ш | 町内森林・林業・木材産業の現状と課題について | |
| 1 | これまでの白鷹町の取組 | 1 3 |
| 2 | , 1= 1 | |
| | (1)苗木生産の現状と課題 (2)森林と森林所有者の現状と課題 | |
| | (3) 林業経営体、担い手の現状と課題 | |
| 3 | | 1 4 |
| 4 | 製材所、木材流通の現状と課題 川下における現状と課題 | |
| | 木材利用者(設計業、建築業)の現状と課題 | |
| 5 | 総合的な取組における現状と課題 | |
| | (1)人材の育成についての現状と課題 | |
| | (2)森林学習についての現状と課題 (3)木育についての現状と課題 | |
| πz | 森林・林業・木材産業活性化に向けた基本理念と基本方針 | |
| IV | | |
| | │ 森林の多面的機能の発揮 | 1 6 |
| | □ 森林・林業の文化継承・森林学習を通した郷土愛の醸成 □ 森林・林業の文化継承・森林学習を通した郷土愛の醸成 | |

V 施策の方向性と取組項目

| – – – – | |
|---|--------------------------------------|
| 2 多様なニーズに即した品質の確かな製材(1) 町産材の加工流通体制の強化(2) 町産材の付加価値向上 | 才品の安定的な供給・流通〔川中対策〕… 28 |
| 3 幅広い町産材等の利活用〔川下対策〕…(1)町内外における町産材の利用促進(2)特用林産物(山菜・きのこ等)の扱 | 3 0 |
| 4 町内林業・木材産業を担う人材の育成と (1)将来を担う林業・木材産業の人材育 (2)将来に向けた森林学習・木育の推進 | |
| VI 白鷹町森林(もり)とつながる暮らしと | ごジョンの推進体制 |
| , | ³ ョンの推進体制 |
| Ⅷ 付属資料 | |
| | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | |
| ™ 参考資料 | |

I はじめに

1 策定趣旨

白鷹町は、15,771haの町土のうち、約65%、10,268haが森林であり、これまで町民の暮らしを支え、守り、食や文化の源となるなど森林は生活に密着したものとなってきました。また、林業、木材産業は、木材の生産と利用を通して、豊かな森林を育て、守る大きな役割を果たすとともに、地域の経済を支えてきました。

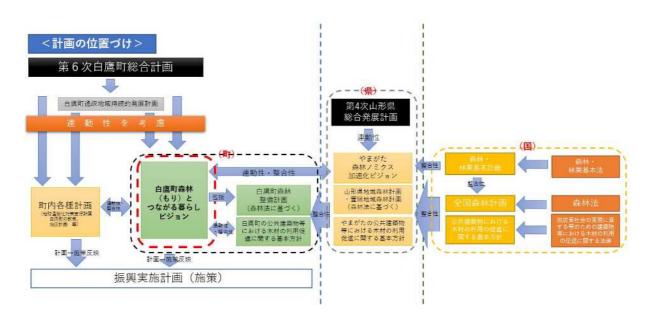
しかしながら、高度経済成長以降、外国産材の輸入拡大による木材価格の長期低迷や化石燃料への転換、キノコ類のほだ木等の利用減少により、手つかずの森林が多く見受けられる状況となっています。このような状況を受け、木材の供給や水資源のかん養、町土の保全はもとより、保健・文化・教育的な利用に加え、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の環境保全等の多面的機能の低下が懸念されます。

白鷹町では、平成25・26年の豪雨災害を受け、保全の視点から森林に目を向け、木材産業の再構築や木材利用、木育、森林学習と川上から川下まで総合的に森林・林業・木材産業の活性化を図ってきました。このような背景を踏まえ、今後さらなる活性化を図るため白鷹町の森林・林業・木材産業について、将来の方向性を示す「白鷹町森林(もり)とつながる暮らしビジョン」を策定しました。

※町土面積、森林面積は白鷹町国土利用計画より

2 位置づけ

本ビジョンは、「白鷹町第6次総合計画(令和2年3月策定)」を踏まえ、「やまがた森林(もり)ノミクス加速化ビジョン(令和3年3月策定)」と整合性を図り、白鷹町の森林・林業・木材産業の活性化に向けた今後5年間の取組内容を示すものです。



3 計画期間

本ビジョンの計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、森林・林業・木材産業を巡る情勢の変化に柔軟に対応して施策を展開するため、必要に応じて見直し・改定を行うものとします。

Ⅱ 森林・林業・木材産業の状況について

1 白鷹町の森林・林業・木材産業の概要

わが町の森林面積は 10, 268 ha、町土面積の約 65%が森林です。また、そのうち約 90%09, 314 ha は民有林であり、その 57%がスギを主体とする人工林となっており、県内一の人工林地帯となっております。また、個人で 100 ha を超える面積を所有する方もおられますが、全体の 92%は 5 ha 未満の小規模所有者と、森林所有者が多いことも特徴となっております。

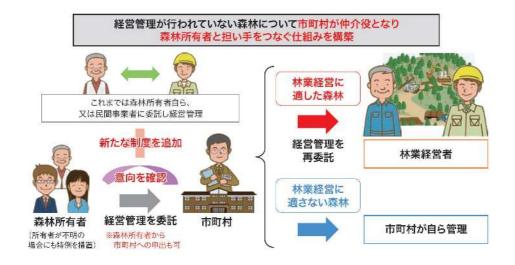
※面積は国土利用計画、森林簿より

2 森林経営管理制度の概要

国内の民有林人工林のうち、森林経営計画が作成されていないなど、経営管理が担保されていることが確認できない森林は、全体の3分の2となっております。このような中、手入れが行き届いていない森林の経営管理を促進し森林の成長産業化と森林資源の適正な管理の両立を実現するための仕組みとして、平成30年5月に「森林経営管理法」が成立し平成31年4月から施行されました。

森林経営管理法の概要

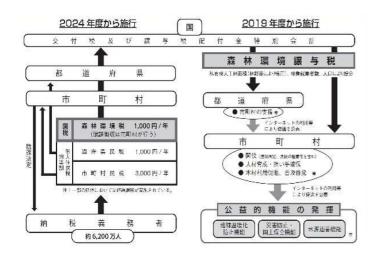
- 1 森林所有者には、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、森林の経営管理を行う「責務」があることを明確化
- 2 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村に森林の経営管理 を委託することが可能
- 3 市町村に委託した森林のうち、森林経営に適した森林は、意欲と能力のある森林経 営者に再委託
- 4 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は市町村が自ら管理を実施



森林は地球温暖化対策や国土の保全や水源のかん養等の多くの公益的機能を有しています。パリ協定※の枠組みにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

森林環境譲与税については、喫緊の課題である森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用 の促進や普及啓発及びその促進に関する費用に充てることとされています。

※平成27 (2015)年の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、2020年以降の気候変動対策について、 先進国、開発途上国を問わず全ての締約国が参加する公平かつ実効的な法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。同協定は 平成28 (2016)年11月に発効し、日本は同月に締結しています。





出典:令和2年版森林・林業白書

4 林業新技術の概要

現在、全国各地で林業における人材不足と次世代林業を担う若手林業従事者の確保が課題となっております。これらの課題解決に向けた取組として、スマート林業の推進や林業新技術の開発が進められています。

スマート林業については、レーザ測量、ドローン等を使用した資源量調査や境界情報のデジタル化、路網整備に向けた資料の確保などがあります。また、リモートセンシング技術(物を触らずに調べる技術)の活用や林業機械の自動化がなされることで、危険作業や検知作業等の生産進捗管理や資源管理等多くの作業が自動化されることにより省力化が見込まれます。

また、林業技術の開発として、現在導入されているコンテナ苗による植林の拡大、伐採から地 拵え、植付けまでを一貫して行う一貫施業により作業の省力化が図られています。

その他、現在技術開発が進められているエリートツリーや大苗、早生樹の導入やクラッシャによる地拵え技術の導入、低密度植栽(杉 1, 000~1, 500本/ha、カラマツ 1, 000本/ha 程度)の導入に向けた取組も進められています。

林業イノベーションの展開方向

伐採・搬出、造林及び木材利用の課題に対応して、技術開発、データ環境整備及び実証・普及を一体的に進める



Point5 木質系新素材の開発・普及

- 従来の木材利用に加え、改質リグニン、 セルロースナノファイバー等の新たな利用を推進
- プラスチック代替製品として身近に利用









5 山地災害等への対応

日本は、地形が急峻かつ地質がぜい弱であることに加え、前線や台風などによる豪雨や地震などの自然現象が頻発することから、毎年多くの山地災害が発生しています。国土の約7割を占める森林は、山地災害の防止、水源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能を有しており、自然災害、病虫獣害等から適切に保全するため、これらの機能の維持及び増進を図ることが重要となっています。

近年大雨が多発し、全国各地において記録的な大雨となり、土砂崩れや林道施設の被害など多くの森林被害が発生しました。

また、平成30年に改定された国土強靭化基本計画」では、事前防災・減災のための山地災害対策を強化すると位置づけられています。林野庁では、山地災害危険地区や重要なインフラ施設周辺等における治山対策や森林整備対策を加速化・深化し「災害に強い森林づくり」を通じた国土強靭化の取組を推進することとしています。



H25年7月豪雨による被災状況 (パレス松風付近)

6 国際的な取組

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)

人間の生活は経済発展や技術開発により豊かで便利となった一方で、この大量生産や大量消費に支えられる生活は天然資源に依存し、地球環境に大きな負荷を与えてきました。グローバル経済の下、一国の経済危機が他国に連鎖することと同様、気候変動、自然災害、感染症といった課題も連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも様々な影響を及ぼしています。このような複合的な問題に対して世界全体で取り組む必要があるとの考えから、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて令和12(2030)年までの国際社会共通の目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で持続可能な開発目標(Sustainable Deveropment Goals: SDGs)が示されたことで、社会全体で関心が高まっています。

SDGs は、日本を含めた世界全体の目標であり、国や国際機関だけでなく社会、企業等全ての人々の参画を重要視しています。また、経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させ、持続可能な世界を実現するための統合的取組であり、17の目標と169のターゲットから構成されています。そのうち森林に関するものについては、目標15に「持続可能な森林の経営」が掲げられているほか、他の目標にも関連しており、様々な取組が求められています。森林の健全な利用が林業・木材産業を中心として経済的・社会的な効果を生んでおり、SDGsの様々な目標達成に寄与しています。



出典:令和2年版森林・林業白書

SUSTAINABLE GOALS



(2)地球温暖化対策

平成27 (2015)年の気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21)では、2020年以降の気候変動対策について、先進国、開発途上国を問わず全ての締約国が参加する公平かつ実効的な法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。同協定は平成28 (2016)年11月に発効し、日本は同月に締結しています。

国においては、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」を平成29(2016)年5月に閣議決定し、令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を平成25(2013)年度比26.0%減とし、この削減目標のうち、約2,780万トン※二酸化炭素換算(2.0%)を森林吸収量で確保することを目標としました。

この目標達成のため、森林分野においては、適切な間伐等による森林整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の確立、国民参加の森林づくりの推進、木材及び木質バイオマス利用の推進等の森林吸収源対策に総合的に取り組むことが明記されています。

世界中で気候変動に対する危機感が高まる中、令和2 (2020)年10月に政府は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、地球温暖化対策推進法の改正に着手しました。令和3年(2021)10月には、法改正とともに温室効果ガス削減目標の見直しを含めた「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

※「令和2年版森林・林業白書」「やまがた森林(もり)ノミクス加速化ビジョン」より抜粋、引用

Ⅲ 町内森林・林業・木材産業の現状と課題について

1 これまでの白鷹町の取組

昭和50年頃までは、白鷹町の林業は基幹産業のひとつとして、町内経済において重要な役割を担う産業でありました。しかしながら、長年続く木材価格の低迷により、厳しい時代を過ごしてきました。

そうした中で、平成25・26年の豪雨災害を経験し、土砂崩れや立木が河川に流れ込む惨状を目の当たりにし、先人たちが植林・育林を行ってきた森林の活用と森林整備の重要性を再認識したことで、森林資源の活用、緑の循環システムの構築に向けて動き出しました。

平成26年度に町内の森林、林業、木材関係者で構成する森林・林業再生協議会を組織し、 当協議会において、多岐にわたる森林、林業、木材産業に対する意見をいただき、事業を進め てきました。特に森林境界明確化と木材利用、防災の視点では多くの話し合いがなされ、それ ぞれの課題について、現在も事業を展開し問題の解決と振興策が図られています。

また、「白鷹町まちづくり複合施設」をはじめとする町内公共施設や認定こども園、特別養護老人ホーム等の民間福祉施設についても、町産材を活用した木造施設を建設してきました。同時に、まちづくり複合施設、特別養護老人ホームにはバイオマス利用の促進を図るチップボイラーの導入も行いました。「白鷹町まちづくり複合施設」は、令和2年度木材利用優良施設コンクールにおいて最優秀賞の内閣総理大臣賞を受賞しました。

森林整備については、伐採後の再造林を進めていくため、平成28年に白鷹町森林再生基金 条例を制定し、緑の循環システムの確立に向けて事業を展開しています。

その他、町産材の利用拡大のひとつとして、町内と近隣市町の企業により、平成29年より町内にて木材乾燥センターが操業し、令和元年度にはJAS規格の工場認定も取得しました。これにより、安定した品質の製材品が出荷できる状況となりました。また、製材品の端材や林地残材の利用に向け、町内にチップセンターを操業し木材のカスケード利用にも取り組んでいます。

2 川上における現状と課題

(1) 苗木生産の現状と課題

本町においては、かつて多くの生産者が苗木生産を行っていましたが、植林面積の減少と高齢化により、現在町内の苗木生産者は1者のみとなっています。今後の林業活性化による植林面積の増加への対応として、後継者の育成やポット苗等の新技術への対応等が課題となっています。

(2) 森林と森林所有者の現状と課題

長引く木材価格の低迷により、町内の森林所有者の多くは、林業経営に対する意欲が減少している状況となっています。これらのことから枝落としや間伐等の森林整備がなされていない森林が多く見られます。

また、町内の杉の人工林の約8割(約3,699ha)は、植林から50年を経過し伐期を迎えた森林となっており、価値のある用材として活用するには、一刻も早い伐採が望まれています。ただし、森林所有者の多くは、5ha未満の小規模林家であり、近年は代替わりにより境界が不明確な森林も多くなり、森林整備が進まない要因のひとつとなっています。

(3) 林業経営体、担い手の現状と課題

長引く木材価格の低迷により、伐採事業者、造林事業者ともに減少してきました。そのため 新たな林業経営体の育成が急務となっています。また、林業従事者についても、全国的に高齢 化が進んでおり、経営体の育成と共に林業従事者の担い手育成も求められています。これらの 要因として業界の不安定な雇用体系や労働安全対策が課題のひとつともなっています。

3 川中における現状と課題

製材所、木材流通の現状と課題

昭和初期までは、木材の電柱材や枕木、建築用材としての需要があり、町内各地に多くの製材所が操業していました。しかし、現在は1社が残るのみとなっています。製材においても、技術継承が行われてこなかったため、現在は乾燥から加工までの技術者の養成を行っている状況です。

また、平成29年から操業している乾燥施設については、近年市場から求められている JAS 製品の製造に対応する県内でも先進的な施設であり、置賜・村山地方の製材所を顧客に営業を行っています。技術者の乾燥、加工技術も向上しており、工場の稼働率向上に向け更なる顧客の獲得が望まれます。現在は、丸太の安定的確保と販売ルートの確保により工場の稼働率の向上が課題となっています。なお、林業経営体同様に技術者の高齢化等による将来的な不安もあることから後継者育成も望まれています。

4 川下における現状と課題

木材利用者(設計業、建築業)の現状と課題

町内の住宅等の建設については、人口の減少と共に徐々に減少していますが、鮎貝四季の郷の土地区画整理事業に伴う住宅団地整備などにより、新たな住宅建築も期待できます。

一方で、建築業の技術者はどの職種においても高齢化が進んでいる状況であり、技術伝承を 含め業界全体として後継者の育成が望まれます。

町内における町産材利用については、平成30年度から町が補助制度を創設した事をきっかけに徐々に増加しており、今後も町産材利用の更なる定着が期待されています。

5 総合的な取組における現状と課題

(1) 人材の育成についての現状と課題

川上から川下の林業・木材産業のすべての業種において技術者が不足しており、構成する技術者についても高齢化が進んでいます。技術習得に時間を要することから、各事業者と関係団体が一体となって継続的な人材育成システムを構築していくことが望まれます。

(2)森林学習についての現状と課題

本町では、昭和53年、東根小学校に白鷹町緑の少年団が結成され、少年団活動を中心に森 林散策や植樹等の森林学習を行ってきました。また近年は、町内各小学校においても、森林散 策や町産材を活用した木工や森林学習を含めた環境に関する授業等を積極的に行っています。 中学校においては、令和元年から技術の授業の中で町産材を活用した授業を実施しており、 完成した作品を中央公民館に展示するなど、町産材の活用と利用啓発を行っています。

荒砥高校においては、町内の民間事業者を活用して森林学習を行っており、今後の林業、木 材産業への就業等に向けて特に力を入れていく必要があります。

(3) 木育についての現状と課題

白鷹町では、町独自の木育への取組として、平成29年から、生後9か月を迎える幼児に町産木製積み木を贈る「ファーストトイ事業」を行っています。その他、町内各保育園、こども園については、木製遊具や木製玩具を積極的に導入するなど、木材に親しみながら豊かな心を育む取組を行っています。今後、さらに白鷹町独自の木育に取り組んでいく必要があります。

Ⅳ 森林・林業・木材産業の活性化に向けた基本理念と基本方針

基本理念

◆みんなの共創で次世代につなげる白鷹町の美しい森林づくり

基本方針

基本理念を踏まえ、白鷹町森林・林業・木材産業の活性化に向けた3つの柱である基本方針を掲げ活性化を促進します。

白鷹町では、森林・林業・木材産業の活性化に向け、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長・発展させることで、「緑の循環システム」、「2050年カーボンニュートラル」等の実現も見据えた以下の基本方針を掲げます。

■森林の多面的機能の発揮

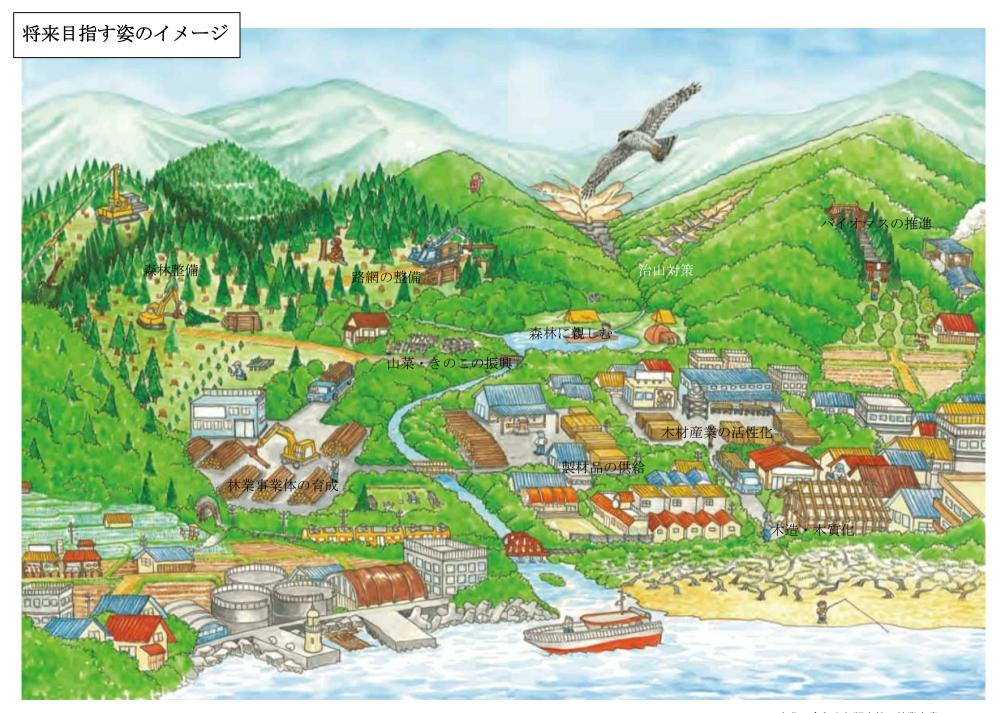
人々の生活と密着する木材生産の森林をはじめ、水源としての森林や災害を未然に防ぐ土砂防備としての森林、地球温暖化防止に係る二酸化炭素(以下 CO₂ とする。)削減効果としての森林はもちろん、多くの生物の生活の場としての森林、文化機能、保健レクリエーション機能としての森林と多くの役割を担う森林としての機能を十分発揮する森林づくりを目指します。

■森林・林業・木材産業の活性化

森林、林業、木材産業の継承と持続的発展を目指し、森林、林業、木材産業が連携し地域経済の活性化を目指します。

■森林・林業の文化継承・森林学習を通した郷土愛の醸成

先人より受け継いできた森林を次世代に向け森林・林業文化の継承と子供たちを中心とした森林の学習から郷土愛の醸成につなげます。



出典:令和2年版森林・林業白書

V 施策の方向性と取組項目

■目 標

これまで推進してきた森林資源の循環利用の取組を基本として、町産木材を安定的・継続的に供給する新たな仕組みづくりや、新たな技術の導入等による木材生産及び森林施業の効率化、人材の育成などにより、環境に配慮した森林資源の活用と地域活性化を推進していきます。

そのため、これまでの白鷹町の取組を踏まえ、本ビジョンに3本柱の基本方針の実現に向け、施策の目標を次のように設定します。なお、目標を踏まえ、上位計画である「第6次白鷹町総合計画」における令和5年度の目標指標*に対応する「白鷹町森林とつながる暮らしビジョン」の計画期間最終年の令和8年度の数値目標を示すものとします。

現状 (H30): 町内林業生産額(年間)の増加割合(過去7年の平均比) 2% 目標(R5): 町内林業生産額(年間)の増加割合(過去7年の平均比) 10% 参考: R2年町内林業生産額11,404千円

| 目 | 木材生産量 | 現状 R 2 | 5,000m3/年 | 目標 R 8 | 15,000m3/年 |
|---|----------|-----------|---------------------------|-----------|---------------------------|
| 標 | JAS製品出荷量 | 現状 R 2 | 395m3/年 | 目標 R 8 | 1,200m3/年 |
| 指 | 再造林率 | 現状 R 2 | 0% | 目標 R 8 | 100% ※地位1~3に限る。 |
| 標 | 森林整備面積 | 現状 R 2 | 77ha/年 (主伐26ha 間伐51ha) | 目標 R 8 | 80ha/年 (主伐40ha 間伐40ha) |

木材生産量(素材生量) 15,000 ㎡/年

町内の製材工場や県内の集成材工場の稼働により A、B 材の需要増が見込まれ、町内のチップ工場や近隣市町の木質バイオマス発電施設の稼働により C、D 材の需要も増大していることから、木材生産量15,000 ㎡を目標値として設定しています。白鷹町の人工林面積約5,200 haのうち施業可能である再造林等施業可能な林地(地力や傾斜、アクセス等)にある人工林面積が約4割程度(約2,080 ha)と想定、木材生産に適した主伐を年間40 haで50年サイクルで循環することを想定し算出しています。生産量については、40haの森林の生産量を白鷹町の林地で一般的な出材量である約400㎡/haで算定しています。(生産過程での減量分を考慮)

※経済循環:平成 30 年 立木平均単価(林野庁) @2,995 円*15,000 ㎡ = 44,925,000 円

JAS製品等出荷量 1,200 ㎡/年

品質や性能が明確な JAS製品等の需要が増大しており、今後は、町内、県内消費だけでなく県外の市場開拓を行い出荷先の確保を図ります。町内経済活性化、成長産業化に向け多くの出荷量が見込まれており、1,200 ㎡の出荷量を見込みます。

町内における木材の乾燥、加工施設は年間最大 1,800 ㎡程度の生産能力があるが、機械のメンテナンスや製造過程での減量分を考慮し算定

※ JAS製品とは日本農林規格において品質の確保規格商品であり木材については、乾燥品質(含水率)や強度 品質が明示され品質が保証されている製品です。

※経済効果:令和3年5月(杉正角2級35角3m乾燥)単価(農水省)

@86,600 円 * 1,200 m³=103,920,000 円

再造林率 100% (地位 3以上)

白鷹町の人工林は適地と言われるところだけでなく、様々な地形や土壌条件の林地に植林されています。それらの林地については、所有者が林地を見極めながら再造林を進め、それ以外の林地については、伐採時に広葉樹等の雑木が育ちやすい環境の整備を促します。木材需要量の増大に伴い、主伐の増加が見込まれる中、多面的機能の持続的な発揮と森林資源を有効に循環利用するためには再造林が必要なことから、スギの適地とされる地位3以上の土地を目安に再造林率100%を目標値として設定。地位3以下の土地においては、災害防止や水源の確保等の多面的機能発揮のため針広混合林化や広葉樹林化など適地適木を進めます。

※地位とは、地力を表し地位1の地力が高く地位の数字が上がるごとに地力が弱くなっていきます。一般的に人工林の適地は地位 $1\sim3$ とされています。(山形県スギ林分収穫予想表(山形県))

森林整備面積 80ha (主伐再造林、間伐) /年

次世代に渡り森林の健全な保全を行うため、一定の主伐、間伐の面積の確保を図ります。また、災害防止をはじめ、公益的機能の発揮に向け、針広混合林化も併せて促します。森林環境の健全化と林業の継続的活性化を見込み皆伐等の主伐面積 40ha、間伐 40ha の合計 80 haの面積を設定しています。

※白鷹町の人工林面積約5,200 haのうち施業可能である再造林等施業可能な林地(地力や傾斜、アクセス等)にある人工林面積が約4割程度(約2,080 ha)と想定、約8割が伐期と言われる50年を経過していますが、災害等防止の観点から、木材出荷に適した主伐を年間40 haで50年サイクルで循環していくことが適当であることから森林整備面積80ha(主伐再造林、間伐)/年を設定しました。



1 多面的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用〔川上対策〕

(1) 多面的機能の高い森林の管理・保全



① 森林経営管理制度と森林環境譲与税の活用

本町の森林所有形態は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない事態が発生しています。森林の適切な経営管理が行われないと、水源かん養、土砂防備機能といった森林の多面的、公益的機能の発揮にも支障が生じることとなります。加えて、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生しています。このような状況の中、森林経営管理制度により、生産森林として成立しない森林については、森林環境譲与税を活用しながら保全活動の実施、生産森林については、「意欲と能力のある林業経営者」による生産活動による森林保全を行っていきます。

また、町の具体的な取組として、モデル地区等を設定しながら森林経営管理制度に取り組んでいきます。

② 治山対策・荒廃森林の整備等による多面的機能の高度な発揮

ア 治山対策による森林の機能の発揮

近年の山地災害の増大を踏まえ、特に危険度が高いとされている山地災害危険地区においては、国や県、地元地域と連携して災害に強い森林づくりに向けた治山対策を積極的に行っていきます。特に危険性が高い危険地区以外についても、保安林等法的対応の確認と既存のゾーニングの見直し、調査を行いながら、山地災害を最小限にできるような取組を進めていきます。

イ 荒廃のおそれのある森林の整備

森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、荒廃のおそれのある人工林や森林 病害虫獣被害等により活力が低下している里山林等の整備について、やまがた緑環境税等 を活用し、森林環境の保全に向け整備していきます。

特に近年多く見受けられる鳥獣の対策として、緩衝林の整備についても国、県と協力しながら進めていきます。

ウ 森林病害虫獣対策の推進

「白鷹町松くい虫被害対策自主事業計画」により守るべき森林を定め、森林病害虫獣対策については、これまでの松くい虫に対する駆除・防除等の対策の徹底を継続し、ドローン等の技術活用も検討していきます。また、病害虫被害森林については、新たな樹種への転換についても検討を図っていきます。

エ 森林環境の整備によるゼロカーボン社会の実現に向けて

町土の約65%、10,000haを超える森林面積を有する本町では、伐採箇所の再造林や適期間伐を継続的に推進することにより、森林の持つCO2削減効果を最大限に発揮できるよう努めていきます。

また、炭素の固定を行う木材の建築材の利用を促進するとともに、利用するために伐採した林地への新たなCO2の吸収源としての再造林、森林整備を図っていきます。

③ 適地適木の推進と機能別ゾーニングによる多面的機能の高度な発揮

ア ゾーニングによる多面的機能の増進

現在、白鷹町の森林の多くは、里山から中山、奥山までスギの人工林で構成されています。今後は、生物多様性や災害防止機能の発揮できる森林づくりとして、生産森林以外の山林については針広混交林化や広葉樹林化を図り適切な管理を行っていきます。

イ 適地適木の推進

現在、白鷹町の多くの山林はスギ人工林であり、樹種の多様性に欠ける森林となっています。今後の森林づくりとして、地力の高い、地理的にも作業が容易にできる土地についてはスギ等の生産森林に、地力の弱い山や地理的に作業困難な土地は、針広混交林化や広葉樹林化を図り適切な管理を図っていきます。

(2) 町産材の安定供給の推進

① スマート林業の推進



効率的な施業を実施するため集約化や路網の整備、高性能林業機械による計画的な施業を 実施するため、森林の詳細のデータ収集に向けた航空レーザ測量の実施や解析等に必要なソ フトの導入、その他、リモート式作業機械やドローン、パワーアシストスーツなどを活用し た現場作業の省力化を促進していきます。



出典: 林野庁「高精度な森林情報の整備・活用のためのリモートセンシング技術やその利用方法等に関する手引き (H30.3)|

② 森林施業の集約化の推進

本町の森林の特徴と言える多数の小規模森林所有者の森林について、効率的かつ計画的 に森林施業を進めるため、森林施業の集約化を強力に推進していきます。

このため、町で進める森林境界の明確化の実施や、施業者が自ら行う森林境界の明確化の推進、森林所有者への間伐や主伐・再造林等の施業の提案や合意形成、「森林経営計画」の策定等を行う取組を支援していきます。

③ 適切な林内路網の開設・改良の促進

既存の林道の維持管理と基幹道となる林道、林業専用道について、国、県と協力し計画を策定していきます。また、効率的な木材運搬や広域的な木材流通に資するため、低規格林道については大型車両の通行を可能とする改良事業を推進します。さらに、開設・改良を実施する際には、災害に影響を受けないような線形や構造設計に努めることで強靭化を図るとともに、適正な維持管理に努めていきます。また、事業者が主体となる森林作業道の開設についても支援を行っていきます。

④ 高性能林業機械等を活用した素材生産性・収益性向上と省力化の促進

素材生産性・収益性を高めるため、施業の集約化や路網整備など生産基盤の整備と併せて、高性能林業機械等の活用を推進していきます。

緩傾斜地においては森林作業道の整備により車両系機械を活用することで生産性を高め、 路網整備が困難な急傾斜地においては架線を活用した作業システムを検討するなど、現地 条件に合わせた適切な作業システムの導入を支援します。

これらの先進的な技術を活用することで施業の省力化が期待されることから、新たな高性能林業機械等に関する研修の開催等により、オペレーターや効率的な作業計画を立案できる人材の育成と、先進的な機械・技術の普及、機械導入後の稼働率向上等の支援を行っていきます。

⑤ 計画的な森林整備

森林施業の集約化と林内路網の整備を進め、高性能林業機械等の活用による生産性の向上と省力化を図りながら、計画的な森林整備を進めるとともに、主伐(皆伐)後の対応として、スギの適地と言われる地力の高い林地については、再造林の徹底、適地以外の林地においては広葉樹や針広混合林化等の多面的機能の発揮できる森林づくりを促進していきます。併せて、苗木の生産についても、安定的に供給できる体制づくりを推進していきます。

また、針広混合林化や作業の効率化に向け、列状間伐※や群状間伐※についても普及・定着に向け進めてまいります。

その他、森林整備計画において、制限林のゾーニングの見直し、細分化による生産性の 向上と特に木材生産に優れる林地について「特効区域」を設定による事により、計画的な 森林整備の加速を推進します。

これらの経営林を主体とした取組のほか、環境保全を重視する環境林については、間伐の実施や帯状・群状又は単木での伐採(択伐)を行い、広葉樹の導入による複層林化や針 広混交林化等を進め、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図っていきます。

※ 植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐採する間伐方法で、個々の林木の形質に関係なく一定間隔ごとの列を機械的 に伐採し、伐採された列と残された列が交互に配置される。

(3) 森林収益性の向上による生産活動の活性化



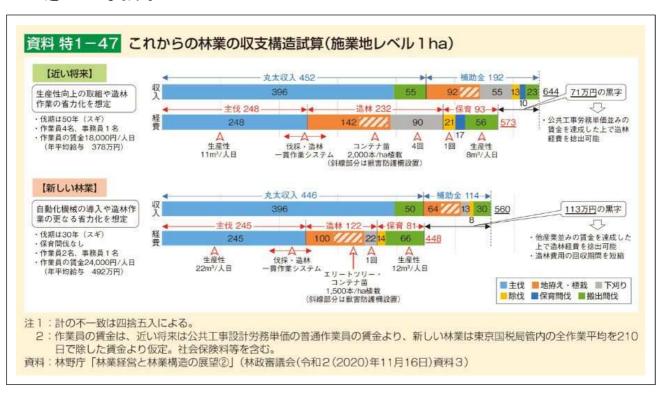
① 事業者間連携等による主伐・再造林の実践

林業事業体が森林所有者に対して、主伐から再造林、下刈りまでの一体的な施業方針と事業収支を明らかにした「施業提案書」を提示し収支の見える化を進め、長期受委託契約を締結する取組を促進していきます。また、町内の多くの森林が伐期を迎えており、育てる林業から伐る林業に移行しています。緑の循環システムの確立に向け、再造林、保育に対しての支援を行うため、「白鷹町森林再生基金」を最大限に活用しながら継続的に支援していきます。

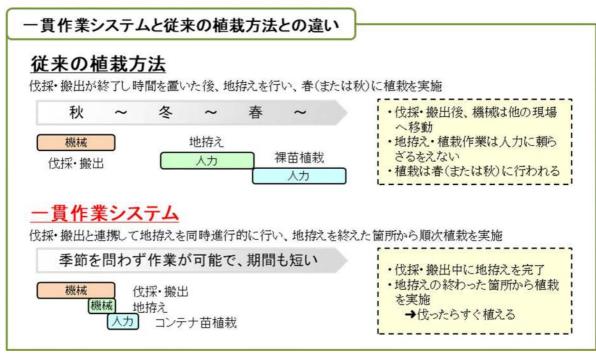
② 植栽・保育の低コスト化・省力化の推進

森林所有者の経費負担や造林作業の軽減を図るため、低密度植栽と下刈り回数の削減による「低コスト再造林技術」のほか、成長が優れる特定母樹由来の苗木植栽など、植栽や保育作業の低コスト化・省力化技術の確立とその普及に向けた取組を推進していきます。

また、主伐作業の集材に使用する林業機械を活用し、伐採と並行又は連続して地拵えと苗木の運搬、植栽を一体的に行う「伐採と造林の一貫作業システム」の導入を促進します。さらに、林野庁が実用化を目指し開発を進めている自動下刈り機械などの最新技術の導入も促進していきます。

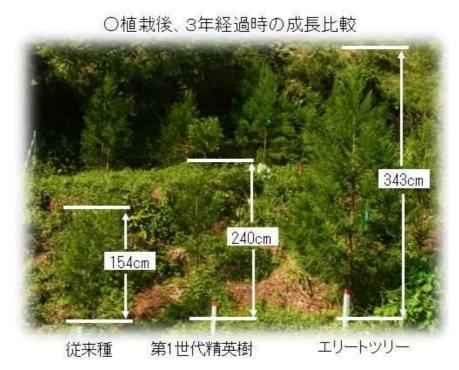






③ 花粉が少なく成長と品質の優れたスギ品種への早期転換

主伐・再造林の推進と併せて、全国的に社会問題化しているスギ花粉症の発生源対策に引き続き取り組むとともに、特定母樹(エリートツリー)を積極的に導入することによる収穫サイクルが短い林業の実現を目指します。



出典:国立研究開発法人 森林研究整備機構 森林総合研究所 林木育種センター資料

参考資料:これからの林業収支

【新しい林業】



■川上対策における目標指標

| 目 | 荒廃森林整備面積 | 現状 R 2 | 7ha/年 | 目標 R 8 | 10ha/年 |
|---|------------------------|-----------|-------|-----------|------------------|
| 標 | レーザ測量境界 解析実施割合 | 現状 R 2 | 0% | 目標 R 8 | 町内森林の50% |
| 指 | 森林集約化面積 (森林経営計画ペース) | 現状 R 2 | _ | 目標 R 8 | 500ha (5ヵ年目標) |
| 標 | 再造林面積 | 現状 R 2 | 5ha/年 | 目標 R 8 | 30ha/年 |

荒廃森林整備面積 10ha

森林への関心の薄れから生活環境に影響を及ぼす 荒廃森林が増加している現状です。現在、やまがた緑 環境税を財源に7ha/年の荒廃森林の整備を実施、特 に道路に面した森林等の生活環境に影響を及ぼす森 林を中心に10ha/年の荒廃森林の整備を目指します。

森林集約化面積 500 ha

森林施業の効率化、加速化を図るため 500 ha (100 ha/年) の森林経営計画を樹立し、森林整備を進めます。

レーザ測量境界解析実施面積 町内森林の 50%

森林整備に必要な基礎データである森林境界の明確化 に向けた取組として、航空レーザ測量を行い町の森林面 積の約50%程度の森林境界の解析を目指します。

再造林面積 30ha

地力が高く林地へのアクセスが良く作業性の高い、再造林に適した林地について再造林を進め再造林面積30ha/年を目指します。

2 多様なニーズに即した品質の確かな製材品の

安定的な供給・流通〔川中対策〕

(1) 町産材の加工流通体制の強化



① 製材加工施設の整備促進と稼働率の向上

公共施設や民間施設における木造化を進めるため、JAS 認定の品質の確かな木製品を安定的に供給できる製材・加工乾燥施設等の整備を促進するとともに、多様なニーズに対応できる供給体制の整備を進めていきます。また、施設の稼働率向上のための丸太の安定供給体制の整備に向け、川上との連携や技術者の育成、新たな丸太の供給システムの構築を促進します。

② 需要に応じた町産木材の安定的な流通の促進

川上から川下までの連携を強化し、安定的な流通に向けた木材サプライチェーンの構築を目指します。サプライチェーンの構築には、事業者間の信頼関係構築が重要となるため、高品質な製品の適切な価格での供給や定期的な情報交換会による信頼関係の構築を目指します。町においては、事業者間のマッチングの機会を増やすため、町内関係者の情報交換会を定期的に開催するほか、商工会等の関係機関と連携してマッチング機会の拡大を進めていきます。

③ 販売網の拡大促進

町内製材加工業者は、現在取引のある事業所のほか、県内、県外を問わず販売網の拡大を目指すため商談会や建材フェアなどへの参加を促進します。また、県内の販売活動においても関係機関、関係業者からの情報収集や工務店等へプレカット工場や関係する事業所との連携による木材以外の建材と併せて製品を納品できるシステムの提案などにより受注の拡大を目指します。

④ 広域連携による加工流通体制の強化

町内製材加工業者は、広域的に丸太の供給や製材加工の連携、販売網の確保を行い製品の安定供給体制の強化を目指します。

また、関係機関においても、広く情報を把握し町内の事業者に対して、積極的に情報提供を行っていきます。

(2) 町産材の付加価値向上



① 品質の確かな町産材の製材品の供給促進

製材業においては、乾燥材の供給体制を強化し、品質が確かで、より構造計算がしやすい JAS 製品の流通を促進します。また製材品では、大規模製材工場での生産の少ない梁や桁などの長尺材の生産を行い付加価値の向上を目指します。

■川中対策における目標指標

目標指標

情報交換会の開催

現状 R 2

目標 R 8 4 回/年

商談会等への参加

現状 R 2

目標 R 8

情報交換会の開催 4回/年

町内の森林所有者、素材生産事業者、製材事業者、工 務店等が集まり情報交換を行い安定的な製品の供給 体制の構築を行うため年4回の情報交換会を行いま す。

商談会等への参加 2回/年

日頃の営業活動の他、マッチング機会の拡大に向 け商談会等へ年 2 回の参加を目指します。





(1) 町内外における町産材の利用促進

① 公共・民間施設の木造化・木質化の推進

町内の建築物については、「まちづくり複合施設」をはじめとした、多くの施設の木造建築を進めてきました。令和3年10月に制定された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され公共から民間へ木材利用が拡大されました。今後においても「白鷹町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」により、白鷹町は山形県のトップリーダーとして、これまで同様に町内の公共・民間施設ともに木材利用の推進をけん引していきます。

また、このような取組をさらに推進するため、県などの関係機関、関係団体と協力しながら、建築関係者を対象とした講習会などを開催し、木造建築についての人材育成を進めるとともに、一般流通材を用いた建設コストを抑えた建築を促進します。さらに、「まちづくり複合施設」が内閣総理大臣賞を受賞するなど、白鷹町の取組は、全国トップレベルであり、全国に向けて木材利用の取組を発信していきます。

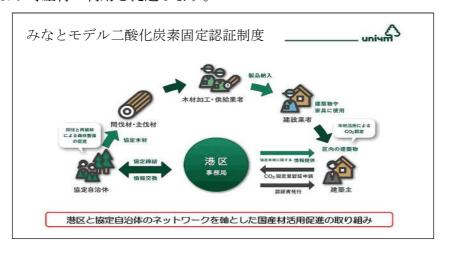




② 都市との交流促進等による町産材製品の県外への販路拡大

都市部では、森林環境譲与税を木材利用や森林環境学習へ活用していくことが期待されています。町産材を都市部に積極的に活用してもらうため、友好姉妹都市や「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結する東京都港区等との交流を通して、木製品の展示会や建材フェアへの参加や森林・林業体験など森林・林業・木材産業分野における連携した取組を促進していきます。

また、これまで蓄積してきた白鷹町の木造建築、木材調達システム技術を県外に発信することにより町産材の利用を促進します。



③ 木質バイオマスの利用促進

木質バイオマス燃料用の原木を安定的に供給するため、効率的な作業システムを確立し、 原木の生産体制を強化していきます。

併せて、製材端材や林地残材は、民間事業者との連携により木質チップ等の製造を進め、 発電施設や熱源施設等への燃料供給を行っていきます。また、年間を通して安定した温熱 需要がある福祉施設などにおける木質系ボイラーや民間住宅等で使用する木質系燃料に よる暖房の整備を支援し、木質バイオマスの熱利用を促進していきます。

新たな木質バイオマス資源として注目されている早生樹についても国、県と連携して研究していきます。木質バイオマス資源として安定的に収量を確保できる生産管理システムの確立に向けた取組を進めていきます。



(2)特用林産物(山菜・きのこ等)の振興



① 山菜・きのこ、木炭等の確保・生産拡大

山菜類は冬季間の栽培作物としてタラの芽の栽培を行ってきました。今後は天然の山菜についても収益確保に向け拡大を図っていきます。きのこ類については、生産者は少数ですが、菌床シイタケを意欲的に生産している生産者がおり、今後の生産確保・拡大に向けて振興していきます。

また、木炭について、現在生産者はいない状況となっていますが、今後の木炭文化の継承に向け、炭焼き体験会等を行い木炭生産の再興に向けた取組を継続していきます。

その他、山形県指定文化財(工芸技術)に指定されている深山和紙の原料となる楮(こうぞ)についても持続的に生産していきます。

② 山菜・きのこ等の需要拡大

町内外の直売所、流通業者、食品製造業者と連携しながら、地元産の山菜やきのこ類の 販売を促進していきます。

また、天然ワラビや、コシアブラ、タラの芽などの主要な山菜については、放射線物質等、安心安全に配慮しながら、町外、県外への販売拡大を図り、農林業の安定に向けた取組を推進します。

■川下対策における目標指標

目標指標

民間住宅等の町産材利用件数 (補助金ベース) 現状 R 2 R 2 目標 R 8 25件/年

山菜・きのこ類の出荷額

現状 R 2 6,737千円/年 目標 R 8 7,000千円/年

民間住宅等の町産材利用件数 25件/年

地元技術者の技術継承と町産材利用の拡大に向け町 産材を利用した民間住宅の建設件数25件/年を目 指します。

山菜・きのご類の出荷額 7,000 千円/年

山菜・きのこ類の生産者数の維持、増加を目指し出 荷額 7,000 千円/年を目指します。

4 町内林業・木材産業を担う人材の育成と町民参加等の推進〔総合的な対策〕

(1) 将来を担う林業・木材産業の人材育成と経営体の強化育成



① 林業・木材産業を担う人材の育成・雇用創出

将来にわたり、森林整備や木材生産、製材や建築業等の木材産業等を継続していくためには、担い手の育成・確保が欠かせません。特に現在、林業、木材産業の従事者は、高齢化により急激に減少しており、担い手の確保が急務となっています。

今後期待される人材である若手や女性の育成に向け新たな技術の導入による労働環境の 改善を雇用形態の改善を促進していきます。

就業に向けては、山形県立農林大学校や令和6年4月より開学予定の東北農林専門職大学、地元高校、中学校のインターンシップ等、就業体験・学習機会の確保、就業情報を発信していきます。

② 「意欲と能力のある林業経営者」等の育成強化

山形県と連携して、森林経営管理制度における森林管理・整備の担い手となる「意欲と能力のある林業経営者」等の育成を図るとともに、これらの登録経営体の積極的かつ計画的な森林経営の取組を促進していきます。

森林整備や木材生産等を担う林業経営体の経営力を向上させるため、事業者と関係機関との連携や生産性の向上や生産コストの低減を図るため、低コスト作業システムの普及・ 定着や新技術の導入による事業の合理化の取組を促進していきます。

※意欲と能力のある林業経営者は、県に登録するもので「生産性の向上」や「生産管理又は 流通の合理化」等の10項目の基準を満たす者が登録できる。

③ 安全な労働環境の確保

労働災害の防止に向けての取組については、林業・木材製造業労働災害防止協会山形県 支部等の関係団体と連携して、労働者自身の安全管理意識の向上を促すとともに、労働安 全衛生法等の関係法令に基づく取組を一層推進していきます。

(2) 将来に向けた森林学習・木育の推進と森林づくりへの参加意識の醸成



① 森林資源を活用した魅力ある地域づくり

町内の森林には、ふるさと森林公園をはじめとした森林に親しむレクリエーション施設や白鷹山等の自然豊かな山々があり、町の大きな魅力の一つでもあります。また、町内各所に山の神や水神様等があり、先人たちは山々に畏敬の念を持ち、恵みに感謝し、活かしながら、人々の生活と森林は"つながり"をもって歩んできました。これらに加え、山菜やキノコ類などの特用林産物等多くの魅力的なツールがあり、これらを学習や交流に結び付けながら魅力ある地域づくりを推進していきます。

② 森林環境学習と「しらたか木育」の推進

白鷹町の豊かな森林を守っていくため、今後も森林の大切さを学び、木の文化を継承する「しらたか木育」を推進し、ふるさと森林公園などを拠点に子供から大人まで自然に親しむこと、木工等を通して木に触れること、森林学習を行うこと等により、森林を含めた自然を大切にする意識の醸成を図っていきます。また、白鷹町では、全小学生を対象に課外活動用の副読本を作成しており、自然に親しみながら、郷土教育と森林学習を推進します。

大人世代では、森林の役割や木材の特質などを学ぶ活動や自然との共生や普段の暮らし と森林、木へのつながりについて意識の醸成を図っていきます。





③ 森林づくりへの町民参加意識の醸成

森林の有する町土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの公益的機能の維持増進と 持続的な発揮に向け、引き続き森林を町民みんなで守り育む意識の醸成を図っていきます。

具体的には、森林・林業に関するイベントや勉強会の開催、ホームページや SNS などを活用して、町内の森林・林業に関する情報などについて発信していきます。

また、森林に親しむ機会の拡大に向け、町内の森林公園の活用機会の創出と整備、維持管理を図っていきます。

④ 地域住民による森林づくりの推進

森林・山村多面的機能発揮対策に取り組んでいる地域の照会と推進

目 現状 目標 1人/年 林業木材産業新規従事者数 R 2 R 8 標 意欲と能力のある林業 現状 目標 2経営体 経営体認定件数 R 2 R 8 指 現状 目標 森林学習の実施回数 1回/年 15回/年 標 R 2 R 8

林業木材産業新規従事者数 1人/年

林業木材産業の事業の継続のため計画的に従事者 を確保する必要があります。年1人の新規従事者の 確保を目指します。

森林学習の実施回数 15回/年

次世代を担う小中学生を中心に森林の大切や木に 触れ合う学習等、年 15 回の実施を目指します。

意欲と能力のある林業経営体認定件数 2経営体

森林経営管理制度で定める地域の林業担い手となる「意欲と能力のある林業経営体」について、計画期間内に2経営体の認定を目指します。

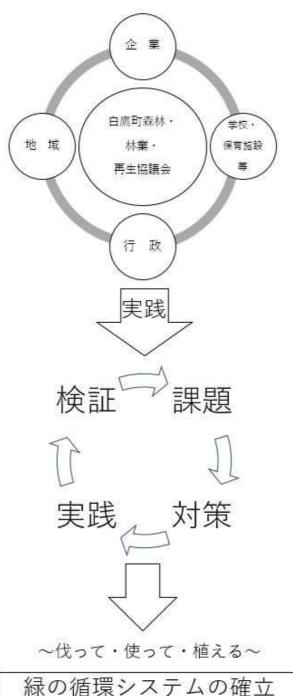
Ⅵ 白鷹町森林(もり)とつながる暮らしビジョンの推進体制

1 白鷹町森林(もり)とつながる暮らしビジョンの推進体制

本ビジョンを着実に推進し、より実効性の高い計画とするため、森林所有者や林業関係者で組 織する「白鷹町森林・林業再生協議会」を中心として、企業や地域、学校、保育施設を含めそれ ぞれの立場で本ビジョンの推進を図っていきます。また、行政では、活発な活動が行われるよう 普及と啓発に努めるほか、木育や森林学習の推進においては、実践者してビジョンの推進を図り ます。

その他、ビジョンで掲げた目標に対する進捗状況については、計画期間の中間年である令和6 年度に事業期間前半の進捗確認として検証を行い、事業期間後半の対策に反映していきます。

<推進イメージ>



WI 付属資料

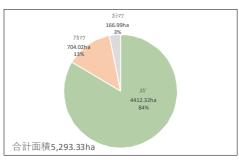
1 白鷹町の森林資源の概要

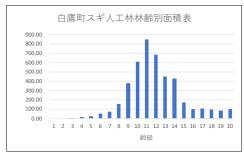
① 町内森林の概要

- ▶白鷹町の森林面積は約10, 268 haで、町土面積15, 771 haの約65%を占めています。
- ➤全体の約90% (9, 313ha) が民有林となっており、その約57% (5, 293ha) が 人工林となっている。
- ② 齢級別の主な人工林資源 (スギ、アカマツ、カラマツ)
 - ➤人工林面積の構成を5年単位の齢級別にみると、伐期と言われる10齢級以上の人工林が面積、蓄積とも多くを占めている。

人工林 面積(ha) カラマツ 1齢級 0.00 0.00 0.00 0.00 2齢級 0.09 0.00 0.00 0.00 0.00 3齢級 2.88 0.19 2.88 0.00 0.00 4齢級 15.17 13.52 0.39 1.38 0.29 0.27 5齢級 28.94 28.47 0.00 0.00 6齢級 0.09 52.43 1.09 52.28 0.05 0.10 7齢級 82.24 76.63 0.71 0.83 8齢級 160.57 155.71 3.0 4.36 0.6 0.27 9齢級 407.54 383.04 19.92 1.79 10齢級 642.73 12.19 609.38 13.89 30.33 4.39 2.58 11齢級 985.38 128.79 18.6% 848.98 19.29 18.39 6.84 4.19 12輪級 956 99 18.1 688.92 15.69 209 77 29.89 58.30 349 13齢級 654.82 12.4% 452.65 161.80 23.09 40.32 24.19 14 給級 551.72 10.49 431.69 74.16 10.59 45 54 27.3 15齢級 197.77 3.7% 170.95 3.1% 3.0 21.80 5.01 16齢級 122.49 2.3 103.22 16.04 2.98 17齢級 125.29 2.4% 109.88 15.09 2.19 0.22 0.1 18輪級 104.39 2.09 98.25 5.15 0.79 0.99 19齢級 0.09 87.86 1.7% 85.45 2.41 0.39 0.00 20齢級~ 114.12 100.42 12.26 0.95

白鷹町人工林林齢別面積表





※端数の処理の関係で合計が合わない場合があります。

4,412.32

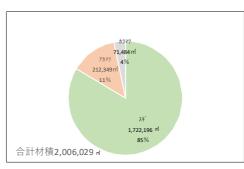
5,293.33

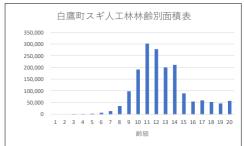
白鷹町人工林林齢別材積表

704.02

166.99

| | 人工林 | | | | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------|-------|--------|-------|
| | 材積(立米) | | スギ | | アカマツ | | カラマツ | |
| 1齢級 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 2齢級 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 3齢級 | 103 | 0.0% | 103 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 4齢級 | 1,038 | 0.1% | 970 | 0.1% | 52 | 0.0% | 16 | 0.0% |
| 5齢級 | 3,231 | 0.2% | 3,216 | 0.2% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 6齢級 | 7,955 | 0.4% | 7,935 | 0.5% | 6 | 0.0% | 14 | 0.0% |
| 7齢級 | 15,222 | 0.8% | 14,751 | 0.9% | 108 | 0.1% | 155 | 0.2% |
| 8齢級 | 37,240 | 1.9% | 36,386 | 2.1% | 777 | 0.4% | 62 | 0.1% |
| 9齢級 | 104,926 | 5.2% | 99,924 | 5.8% | 4,255 | 2.0% | 531 | 0.7% |
| 10齢級 | 200,630 | 10.0% | 192,498 | 11.2% | 7,261 | 3.4% | 831 | 1.2% |
| 11齢級 | 341,564 | 17.0% | 303,915 | 17.6% | 35,221 | 16.6% | 2,358 | 3.3% |
| 12齢級 | 364,378 | 18.2% | 279,988 | 16.3% | 61,236 | 28.8% | 23,154 | 32.4% |
| 13齢級 | 270,618 | 13.5% | 201,817 | 11.7% | 51,265 | 24.1% | 17,519 | 24.5% |
| 14齢級 | 259,270 | 12.9% | 212,960 | 12.4% | 24,810 | 11.7% | 21,461 | 30.0% |
| 15齢級 | 100,197 | 5.0% | 90,054 | 5.2% | 7,698 | 3.6% | 2,444 | 3.4% |
| 16齢級 | 64,873 | 3.2% | 56,894 | 3.3% | 6,233 | 2.9% | 1,708 | 2.4% |
| 17齢級 | 66,387 | 3.3% | 60,763 | 3.5% | 5,488 | 2.6% | 123 | 0.2% |
| 18齢級 | 56,621 | 2.8% | 54,028 | 3.1% | 2,052 | 1.0% | 541 | 0.8% |
| 19齢級 | 48,355 | 2.4% | 47,398 | 2.8% | 957 | 0.5% | 0 | 0.0% |
| 20齢級~ | 63,421 | 3.2% | 58,596 | 3.4% | 4,930 | 2.3% | 567 | 0.8% |
| 計 | 2,006,029 | | 1,722,196 | | 212,349 | | 71,484 | |





[※]端数の処理の関係で合計が合わない場合があります。

白鷹町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

平成25年 3月 8日策定

令和3年 4月 1日改定

第1 趣旨

この基本方針は、白鷹町の公共建築物等の整備において積極的に地域産材*1の利用を拡大するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」(以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき策定された、県の基本方針「やまがたの公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」(平成23年3月30日施行/平成30年3月29日一部変更)に即して、法第9条第1項の規定に基づき、白鷹町が整備する公共建築物等の木造化*2及び内装等の木質化*3等を促進するために必要な基本的事項等を定めるものである。

- ※1 地域産材とは、主に白鷹町内の森林から生産された木材のこと。(入手困難な場合は山形県産材とする。)
- ※2 木造化とは、建築物における構造上重要な部分である柱、梁、桁等を木材主体で建築すること。
- ※3 内装等の木質化とは、建築物における構造上重要な部分以外の天井、床、壁等の室内に面する部分等に木材を使用すること。

第2 公共建築物等における木材の利用促進の意義と効果

白鷹町は、総面積15,771haのうち、森林面積が10,182ha^¾であり総面積の約65%を占める。また、町内森林面積の57%が人工林であり、置賜管内でも人工林比率が最も高い状況である。森林の育成状況については、伐期を迎えている11齢級(51年)以上の木材が73.7%である。

このような森林の状況からも、公共建築物等において率先して地域で育てた木を地域で利用する「地産地消」を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や中山間地域をはじめとする地域経済の活性化や雇用の創出につながるものである。

また、多くの白鷹町民が利用する公共建築物等の木造化及び内装等の木質化等を図ることにより、白鷹町民に木との触れ合い、木の良さを実感する機会を広く提供することが可能となり、木材の利用促進の意義について白鷹町民の理解を効果的に深めることができる。

このようなことから、公共建築物等に重点を置いて木材の利用を促進することにより、 木材需要の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物 における木材の利用拡大、さらには、建築物以外の公共工事の資材、各種製品の原料及 び木質バイオマスエネルギーとしての利用といった波及効果も期待できる。

※4 平成30年度山形県林業統計

第3 公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

1 木造化を推進する公共建築物等 木材利用を促進すべき公共建築物等は、法第2条第1項各号及び法施行令(平成22 年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物とする。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物とする。

(1) 白鷹町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く白鷹町民の利用に供される学校、社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設等)、病院、運動施設(体育館等)、社会教育施設(図書館・公民館等)、コミュニティセンター、白鷹町営住宅、庁舎、その他の施設

(2) 白鷹町以外の者が整備する(1) に準ずる建築物

白鷹町以外の者が整備する(1)に準ずる公共性の高い建築物については、白鷹町は可能な限り木材が使用されるよう働きかけるものとする。

- 2 木造化以外の木材利用を促進する箇所等
- (1) 公共建築物等の内装等
- (2) 家具・備品・調度品等
- (3) 土木工事用資材 (機能上支障のないもの)
- 3 木質バイオマスの利用促進

暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスエネルギーの積極的な利活用に考慮する。

4 新たな木質部材の利用

公共建築物等の整備においては、建築物の構造等を総合的に考慮し、CLT(直交集成板)や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用も進め、木材需要の拡大に努めるものとする。

第4 白鷹町が整備する公共建築物等における木材利用の目標

第3の1の木材利用を促進すべき公共建築物等のうち、低層の公共建築物(高さ 13m以下かつ軒高9m以下、延べ床面積3,000㎡以下)については、新築・増築又は改築を行う場合は、原則として木造化を図ることを目標とする。

また、高層・低層にかかわらず、内装等の木質化を図ることが可能な部分については、状況に応じ木質化を促進するものとする。

なお、公共建築物において利用する木材は、原則として地域産材の使用に努める ものとする。

第5 公共建築物等における地域産材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物等における地域産材の適切な供給の確保を図るため、川上(森林組合、 林業従事者等)から川中(木材製造業者等)、川下(建築業者等)までが一体となっ た緑の循環システムを構築し、森林資源の持続的な地域内循環に努める。さらに、 県や木材関連団体、自治体間での連携により地域産材の需要と供給に関する情報の 共有化を図り、地域産材の安定供給体制の整備等に取り組むものとする。

第6 その他地域産材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物等の整備

地域産材の利活用を行うものとするが、木材は丸太から製品になるまで時間がかか

ることから、公共建築物の建設について長期的な視野に立って事業を実施することとし、使用目的に合う適切な品質の確保や設計上の工夫など効率的な木材調達等によって、建設コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等を整備するにあたり、建設コストのみならず、維持管理及び 解体や廃棄等のコストについても考慮した上で木材の利用に努めるものとする。

さらに、木造建築物は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数が非木造建築物に比べ短いことから耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮するものとする。

2 地域産材の供給体制について

川上から川下までが連携し、木材の供給体制の強化を図るとともに、伐ったら植える適地適木の再造林を進め、緑の循環システムの構築に努めるものとする。

3 備品や消耗品等の購入

購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

附則

この基本方針は、平成25年 4月 1日より施行する。

附則

この基本方針は、令和 3年 4月 1日より施行する。

白鷹町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針策定経過

| 区分年月日 | 庁舎内 | 議会等 |
|-------------|--|----------------|
| H24. 12. 26 | 第1回白鷹町公共建築物等における木材の利用促進に 関する基本方針策定プロジェクトチーム会議 | |
| H25. 1. 10 | 第2回白鷹町公共建築物等における木材の利用促進に 関する基本方針策定プロジェクトチーム会議 | |
| Н25. 1. 15 | 第1回白鷹町公共建築物等における木材の利用促進に 関する基本方針策定会議 | |
| H25. 2. 13 | 第3回白鷹町公共建築物等における木材の利用促進に 関する基本方針策定プロジェクトチーム会議 | |
| Н25. 2. 15 | 第2回白鷹町公共建築物等における木材の利用促進に 関する基本方針策定会議 | |
| H25. 3. 8 | | 産建文教常任委員会 (説明) |
| R3. 4. 1 | 白鷹町の公共建築物等における木材の利用促進に関す る基本方針の一部改正 | |

哑 参考資料

■町内森林環境保全団体の概要

(令和3年2月やまがた公益の森づくり支援センター発行資料抜粋)





9 山口里山を楽しむ会 代表 大淵 憲夫 せっかく山がそこにあるのだから楽しまなきゃ"損","ソン"!! 1. 活動運輸名 ●山口里山を楽しむ会 ●白鷹町大字山口 2853 (代表各宅) - 一系 - 系名担当者名: 音原 漢 TEL: 090-6852-5545 FAX: 0238-88-2049 E-Mail: mamochaneae.auone-net.jp 参会員: H25,26 の表質災害を引近に体験した。主に由口能医住民で構成する防災無嫌の高い 6 名 ・当中区の形は、原止器としの山島に 吸えられ年でが終まっており、大工立かせとこわ れ身の優い展覧の丸太の生産地でした。 2,3年度で取り能む活動タイプ ●単山林線全タイプ 1.7ha●等深利用タイプ 5.3ha 出資数量 約 100t ●作業第300m●報等材の整備 :=W1台、単列等1台

3. 活動の要因と主な活動内容

●モニタフングは体気質に相対特距的による目標設定

15

●活動の最終と生物で設計物理
●活動の最終 指数の基礎をごりまでの発揮 地区氏の原物関係の場合を行からして利は手入内が気 机、平度がある。と中もが動した動力設善で、養殖を守る山から下砂であると由った態を行るであるとから のでする。したたか属するののを「内性・男」、中のありのそのでする。したたか属するののは「内性・男」、中のありのである。 123 別の事業は回路をごを使う後、一日は、122~ 213 にかました。参加では、122~ 213 にかました。また、「大地・の日間については、「科学」 であるまた。「もたから即のごといては、「科学」 であるがよう。「もたからか回でいては、「科学」 であるがよう。「もたからのごという。」「科学」 であるがよう。「もたからのごという。」「科学」 ではからない。「内学所の実施を通信(モリタ)では、「他のでは、「大学」のでは、「大学」では、また。「大地・の日間については、「科学」 では、「大学」のでは、「内学所の実施を通信(モリタ)では、「他のでは、「大学」で



0





● 弄雑菓での店面と呼ば II 月里には楽した時日(山口原区)が中存となり、今までの 報電部が内を月間側型はあしてきるだけが地域内を減らを うと作き頭の形ととなる材料との場合を増加しました。また、 着側からの目であったまだのは、参うとり近に美しもうと、 独つかの楽しも方を計画してきてます。

のあした。この日内の会員目の計 ニロナ河のため今年は今のい間底に紹わりました。

この子ののの中になって、中に、金からした。 のに、ままして、一般に、大学を作ったができまった。 おおから物であったができない。たっ、デッを中心、はないからできまった。 はした。 作り、日本に対してあるまです。した。 文章できまった。 のに、「一般になっている」である。 のに、「一般になっている」である。 のに、「一般になっている」である。 のできませいからなから、ではないのはた。ライヤーやもいのは、 のの表で、生まし、大学ではないのはた。「一般になって、ディケートを のには、からなど、ディーの・イエは、 連携のようととなった。 のには、からなど、ディーの・イエは、 連携のようととなった。

のないがある。最初は、このでは、 の能しか、表現の指すするがあって基制 点性、長期利益をいうでは対し機能が変えないでしたが、振りされ なくなり、特別利益というでは必要が立てしませないです。 コストの表現が近り、表面が利益的に関するというです。

2月、近米の資金の資金のであることはです。 公司による主要をおかけるのである。他のから4分でのできる資金 点面が高速では関わるでは、一般でから4分でのできる。 点面が1点では、1分で、1分ででは、1分でで

C談しみる・フウトドン教会 マント、アーブル、イス、それ、 一ビータイムの企業コンロを持事し、 水の開発を由の自然に乗りのから違ち返りたを会せコーナーを送しるよう。

ジボルタフ: されいな出 値が含わか。は、どれるボス・アクトで連続機能が考え、未開め会がグ しまがますいかなと思います。出社が含ませると本名であるが、他が能力 対けるかが得るよ。出ての必要がないのととなってはよ。

4 監想・今後の展的

0

0

4 製造・含金の原肥 ●含金の展更方角 は全重準数、指揮るの類膜を燃めているが、コロナ物で 肥けないでいます。那項者からは代サンない上層性れる。 はがないないます。那項者からはない上層性れる。 はがないないなったころを見いたとは伊護を分で はあるが経過で考えずると思います。 特別発出して表現のます。であるが行便を力からい、 今回、制造は、上野辺ののでは、であるが行便を力からい、 今回、制造は、上野辺ののでは、不多のが、といった。 ました。前が取り無理性自然気を言いましたがで、異常も持っておりませいでは、このとが上が異いた。 を強むにかけば、このとが上が異いた。では、 を強むにかけば、このとが上が異いた。では、 はが立つようではいともかのとも分のうました。他的 が知るはのは、を目めなから自づくりを返るたいと まつています。 思っています。











46

■ビジョン策定の経過

| 6/30 (水) | 白鷹町森林・林業関係者会議 説明及び意見交換(森林所有者、林業事業者、製材加工業者、建設業者) |
|------------|---|
| 7/6 (火) | 白鷹町森林とつながる暮らしビジョンPT会議(内容:策定方針、骨子の検討) |
| 7/14 (水) | 白鷹町森林とつながる暮らしビジョン策定会議(内容:策定方針、骨子の検討) |
| 7/19 (月) | 森林・林業関係者 説明及び意見交換 |
| 7/19 (万) | 商工関係者 説明及び意見交換(商工会役員) |
| 7/20 (火) | 環境関係者 説明及び意見交換 (美しい郷づくり推進会議役員) |
| 7/21 (水) | 環境関係者 説明及び意見交換(環境審議会役員) |
| 7/28 (水) | 教育関係者 説明及び意見交換(白鷹町緑の少年団、校長会長) |
| 7/30 (金) | 白鷹町森林・林業再生協議会 説明及び意見交換 |
| | 白鷹町森林とつながる暮らしビジョンPT会議(内容:策定方針の検討) |
| 8/11 (水) | 教育関係者 説明及び意見交換(指導主事) |
| 8/25 (水) | 白鷹町森林とつながる暮らしビジョン策定会議(内容:策定方針の検討) |
| 8/30 (月) | 白鷹町森林・林業再生協議会 説明及び意見交換 |
| 9/10 (金) | 議会産業建設常任委員会 説明及び意見聴取 |
| 11/12 (金) | 白鷹町森林とつながる暮らしビジョンPT会議(内容:原案の検討) |
| 11/15 (月) | 商工関係者 説明及び意見交換(商工会役員) |
| 11/17 (水) | 白鷹町森林・林業再生協議会 説明及び意見交換 |
| 11/22 (月) | 白鷹町森林とつながる暮らしビジョン策定会議(内容:原案の検討) |
| 12/8 (水) | 議会産業建設常任委員会 説明及び意見交換 |
| 12/9 (木) | 白鷹町森林・林業関係者会議 説明及び意見交換(森林所有者、林業事業者、製材加工業者、建設業者) |
| 12/15 (水) | パブリックコメントの実施(~ R 4.1.17(月)) |
| 12/17 (金) | 森林・林業関係者 説明及び意見交換 |
| 12/24 (金) | 環境関係者 説明及び意見交換(環境審議会、美しい郷づくり推進会議) |
| 1/11 (火) | 教育関係者 説明及び意見交換(町校長会) |
| 1/26 (水) | 白鷹町森林・林業再生協議会(書面配布) |
| 2/18 (金) | 白鷹町森林とつながる暮らしビジョンPT会議(計画内容の確認、検討) |
| 2/24 (木) | 白鷹町森林とつながる暮らしビジョン策定会議(計画内容の確認、検討) |
| 3/11 (金) | 議会産業建設常任委員会 説明及び意見聴取 |
| | |

白鷹町森林・林業再生協議会 委員名簿

| No | 役 職 |)近 属 | 氏 名 | 備考 |
|----|-----|------------------------------|---------|----|
| I | 会長 | 白鷹町 副町長 | 横澤 浩 | |
| 2 | 副会長 | 西置賜ふるさと森林組合 筆頭理事 | 海老名 和好 | |
| 3 | 監事 | 白鷹町商工会建工部会 部会長 | 後藤 敬一郎 | |
| 4 | | 白鷹町商工会建設木材部会 部会長 | 髙橋 剛 | |
| 5 | | 丸ト建設㈱/おきたま木材乾燥センター㈱ 代表取締役 | 村上 榮一 | |
| 6 | ù . | 特定非常利活動法人しるたか地域再生ネットワーク。代表 | 菊地 富夫 | |
| 7 | | 特定非営利活動法人ひびき 理事長 | 小林 真 | |
| 8 | | 旬大三燃料店 代表取締役 | 山口 三郎兵衛 | |
| 9 | | 認可地緣団体鮎貝自僵会 理事長 | 須田 信・ | |
| 10 | 監事 | 白鷹町近桑財産区 議長 | 鈴木 健・ | |
| 11 | | 白鷹叮萩野財産区 議長 | 守谷 俊廣 | |
| 12 | | 白鷹町畔藤財産区 議長 | 小形 儀一 | |
| 13 | | 白鷹町浅立財産区 議長 | 鈴木 恭一 | |
| 14 | | 白鷹町中山財産区 議長 | 大滝 洋一 | |
| 15 | | 白鷹町滝野財産区 議長 | 齋藤 好次 | |
| 16 | | 白鷹町十王財産管理会 会長 | 渡邊 富次 | |
| 17 | | 山形工科短期大学校 特任教授 | 吉田 博之 | |
| 18 | | (公財) やまがた森林と緑の推進機構 専務理事 | 安達 喜代美 | |

■事務局

| 1 | 西置賜ふるさと森林組合 主任 | 佐藤 聖之 | |
|------------|----------------|-------|-------|
| 2 | 白鷹町商工会 主任 | 四釜 良 | |
| 3 | 課長 | 大木 健一 | 事務局長 |
| 4 | 課長補佐 | 松下 貴洋 | 事務局次長 |
| 5 | 森林整備係 係長 | 竹田 智洋 | |
| 6 # 11: | 林政係 係長 | 村上 博之 | |
| — 農林。 7 | 林政係(兼)森林整備係 主任 | 布川 和浩 | |
| 8 | 森林整備係 主事 | 羽田 峻 | |
| 9 | 森林整備係 業務技術員 | 髙谷 剛司 | |
| 10 | 地域林政アドバイザー | 三浦 直美 | |

■アドバイザー

| I | 置賜総合支庁森林整備課 課長 | 菅原 隆志 | |
|---|----------------|-------|--|



^{あいざわ}たつき 作:相澤 辰樹さん(5歳)

白鷹町森林とつながる暮らしビジョン

白鷹町農林課

〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲 833

電話 0238-87-0218 (農林課直通)

FAX 0238-85-2509